

臨時代理報告第6号

事務局職員の人事について

本件は、教育委員会事務局の課長級以上の職員の異動を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第6号の規定により付議する必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、同規則第5条第1項の規定により、令和5年4月26日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月27日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

事務局職員の人事について

教育委員会事務局の課長級以上の職員の異動を次のとおり行う。

【兼任】

職 種	氏 名	役 職 名		異動種目	発令年月日
		新	旧		
(課長級)					
行政事務	むとう まり 武藤 麻里	教育支援部課長 (高校総体担当)	—	兼任	令和5年5月1日